

指名停止措置について

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

瀧上工業株式会社 代表取締役 瀧上品義 愛知県半田市神明町1-1

2 指名停止の期間

平成28年11月9日～平成29年2月8日（3カ月間）

3 指名停止の理由

瀧上工業株式会社の営業本部長兼東京支店長ら社員3名が、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所の職員に対して行った贈賄などの容疑により、平成28年9月30日に愛知県警に逮捕された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の第4号（贈賄）等に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2の4及び8

措置要件	指名停止の期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げるものが当該部局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第2号に掲げる場合を除く。）。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上9カ月以内 1カ月以上3カ月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げるものが締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号及び第12号に掲げる場合を除く。） イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上12カ月以内 1カ月以上12カ月以内

平成28年11月9日

四国森林管理局長 大山 誠一郎

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課（2階） TEL 088-821-2060